

4. 沖ノ鳥島の管理・保全の充実と利活用策の検討

沖ノ鳥島は、我が国最南端の領土であり、周辺海域における我が国の国際法上の権利、すなわち国土面積を上回る約40万平方キロメートルの排他的経済水域の権利の基礎となる極めて重要な島であることから、国土保全・利活用の重要性に鑑み、国の直轄管理により十全な措置を講じるとともに、その前提の上に可能な利活用策を検討する。

【管理・保全の充実】

沖ノ鳥島の適切な維持管理を図るため、護岸コンクリートの損傷について点検やひび割れの補修等を行う。さらに、強い勢力の台風が頻繁に通過するなど自然条件が厳しく、本土から遠く離れ交通手段も限られており、観測機器が一度破損すれば長期にわたってデータが収集できなくなり、適切な維持管理に支障を来すおそれがあることから、台風等による欠測に対し気象・海象観測の信頼性の向上を図るため、観測機器の二重化を行うとともに、作業架台の補修を行う。

また、サンゴの増殖等による島の保全対策とあわせ、島の保全や礁内・周辺海域の利活用に必要となる電力等の確保方策を引き続き検討する。



沖ノ鳥島の全景



台風により風向・風速計の尾翼が損傷し、1年以上にわたり欠測

5. 直轄事業による海岸保全対策の一層の推進

○宮崎海岸における海岸保全施設整備事業の推進

新規直轄化要求する宮崎海岸は約40年間で平均約40m(最大90m)の砂浜が侵食され、一ツ葉有料道路目前まで浜崖が迫るなど、越波被害や重要幹線道路の流失など、地域経済への影響は甚大となるおそれがある。

侵食に影響する沿岸漂砂が及ぶ延長の長い一連の海岸線全体で効果的な対策を講じるため、海岸管理者だけでなく、ダム、河川、港湾、漁港等の管理者を含めて総合土砂管理の考え方のもと保全対策を実施する。

位置図

